

登園証

日野市保育課

保育園、幼稚園は学校保健安全法に準じ、感染症対応を行います。下記の感染症と診断された際は、病気が治癒した後、受診された医療機関において「登園しても差し支えない」という診断が必要となります。医師の診断の後、登園が可能となります。

登園再開初日に保護者の方が登園証に記入し提出してください。

あて先： 保育園 園長

記入日： 年 月 日

歳児 組

園児氏名

1. 該当する感染症（感染症に○してください）

発症日： 年 月 日

感染症	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後4週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療を終了してから
	麻疹 (はしか)	発症4日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
	風しん (三日ばしか)	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんがかさぶたになってから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症1～2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好であること
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	便中に菌が排泄されている間	症状が治まり、かつ、治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されること
	急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められてから
	髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療開始後、24時間経過するまで	医師により感染の恐れがないと認められてから

2. 医療機関名

3. 医師により登園が許可された日

年 月 日より登園可

上記医療機関より該当する感染症について、症状が回復し集団生活に支障がないと診断されましたので、登園いたします。

保護者氏名